

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東北補給処
調達会計部長 市沢 壮史
(公印省略)

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4NJA1T000010	4NJA1CA0001 0001		NEQ-K100033B				
品名 または 件名							
燃料貯蔵検査 ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり (航空タービン燃料 JP-4)							
使用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
4.00	ST				1		
納地または工事場所				引 渡 場 所			
多賀城燃料支処				多賀城燃料支処			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
多賀城燃料支処				令和7年3月28日 (金)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、調達会計部契約課事務室又はHPに掲示

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年4月23日 (火) 10時00分 東北補給処調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格

ア 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

カ 現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真に止むを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 競争参加者として認めない者

ア 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。

イ 入札後契約を締結するまでに都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負、その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

ウ 入札書に「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨の明記がない場合、又は「暴力団排除に関する誓約書」の提出がない場合は入札参加を認めない。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

(4) 違約金等

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(5) 入札の無効

- ア (1)に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- イ (2)に示す競争参加者として認めない者の行った入札
- ウ 入札件名、入札金額、入札者氏名（代理人氏名を含む）が判明し難いもの
- エ その他入札に関する条件に違反した入札
- オ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(6) 契約書作成の要否

- ア 落札者は、契約金額が150万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が50万円以上の場合は請書を提出すること。
- イ 契約書には、役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項を付す。
- ウ 契約書に記載する金額は、入札書に記載された金額に該当金額の消費税分相当額を加算した金額（税込価格）とし、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(7) その他

ア 入札書等には、「入札及び契約心得」に明示してある、別紙第2「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨を明記又は誓約書を提出すること。（明記又は提出がない場合は無効とする。）

* 誓約事項の記載要領

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

* 誓約書

「入札及び契約心得」別紙第2にある「暴力団排除に関する誓約書」

- イ 電話・電報による入札は認めない。
- ウ 入札に先立ち、資格審査結果通知書の写しを係官に提出すること。郵便入札も同様とする。
- エ 入札書の内訳は、落札判定の便宜上努めて公告の内訳書を使用すること。
- オ 代理人による入札は、権限を委任したことを証明する委任状を入札前に提出すること。
- カ 郵便等又は入札日以前に直接提出する場合は、入札書を封筒に入れて封印する。入札書を入れた封筒と資格審査結果通知書（写）を郵送用封筒に入れ、その封筒の表に氏名（法人の名称又は商号）及び「令和6年4月23日10時00分開札（公告第1号・燃料貯蔵検査ほか1件・入札書在中）」と朱書して提出、送付すること。なお、郵送での提出の際には入札開始日の前日12時00分（入札日前日が行政機関の定める休日の場合、その前日12時00分）までに本官の手元に到着したものに限り有効とするので、電話により到着の確認を下記担当者に必ず行うこと。
- キ 入札書の押印を省略した場合は、入札書に責任者、担当者の氏名及び連絡先を記入するものとする。
- ク 再度入札の場合があるので、予備の入札書を準備すること。なお再度入札については、郵便等入札者がいる場合において官側の指定日時に実施する。
- ケ 郵便等による入札を利用する者で、再度入札の意思の無い者は、「再度入札は辞退します。」と記載した入札書を同封すること。（辞退入札書の封印は不要）
- コ 仕様書に関する問い合わせは下記担当者に問い合わせください。

【問合せ先】

本公告に関する問合せ及び連絡は、入札開始日の前日12時00分までに下記宛にお願いします。

陸上自衛隊東北補給処 調達会計部契約課契約班

〒983-8580 宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号

電話 022-231-1111（内線）4145

FAX 022-231-1127（担当）児玉

仕様書に関する問い合わせ

装備計画部需品課（担当）前田（内線）4409

インターネット掲示先：<https://www.mod.go.jp/gsd/nea/neaq/koukou/finindex.htm>

（東北方面隊入札情報）

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	4NJN1CA0001
	調達要求年月日	令和5年3月6日
	作成部隊	装備計画部需品課
	作成年月日	令和5年3月6日
品名	燃料貯蔵検査 ほか1件	
仕様書番号	NEQ-K100033B	

指定事項

2.5 検査試料の検査予定件数及び引き渡し場所

検査試料の検査予定件数及び引き渡し場所は、下記による。

項目	種類 (物品番号)	検査時期 (年間2回を予定)		合計
		6年6～7月頃	6年11～ 7年1月頃	
1	航空タービン燃料 JP-4 (9130-407-5614-5)	2件	2件	4件
2	航空タービン燃料 Jet A-1 (9130-428-0658-5)	10件	9件	19件

ただし、件数及び年間2回の回数は予定の件数及び回数であり増減することがある。

引き渡し場所

〒985-0834

宮城県多賀城市丸山2丁目1-1 東北補給処多賀城燃料支処

電話番号(022)365-2121 内線374

4.1 納入書類

検査結果の総合評価が「使用上問題なし」の場合、検査結果報告書の提出時期は、納期の日付までとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
燃料貯蔵検査		NEQ-K100033B	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成29年11月29日
		変 更	令和 4年 5月25日
		作成部隊等名	東 北 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する航空タービン燃料の貯蔵検査について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

貯蔵検査

貯蔵期間内に行う燃料の品質検査をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2 2 4 9 - 1	原油及び石油製品－密度の求め方 －第1部：振動法
J I S K 2 2 4 9 - 2	原油及び石油製品－密度の求め方 －第2部：浮ひょう法
J I S K 2 2 4 9 - 3	原油及び石油製品－密度の求め方 －第3部：ピクノメータ法
J I S K 2 2 4 9 - 4	原油及び石油製品－密度の求め方 －第4部：密度・質量・容量換算表
J I S K 2 2 5 4	石油製品－蒸留試験方法
J I S K 2 2 5 8 - 1	原油及び石油製品－蒸気圧の求め方 －第1部：リード法
J I S K 2 2 5 8 - 2	原油及び石油製品－蒸気圧の求め方 －第2部：3回膨張法
J I S K 2 2 6 1	石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料油 －実在ガム試験方法－噴射蒸発法
J I S K 2 2 6 5 - 1	引火点の求め方－第1部：タグ密閉法
J I S K 2 2 7 6	石油製品－航空燃料油試験方法
J I S K 2 5 1 3	石油製品－銅板腐食試験方法
J I S K 2 5 8 0	石油製品－色試験方法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

HQ-Z100009 燃料貯蔵検査用試料運搬容器

2 検査に関する要求

2.1 一般的要求事項

ドラム缶に充填された燃料の貯蔵検査を実施し、品質の総合評価を行う。

2.2 検査試料

検査試料は、次による。

a) 種類は、表 1 による。

b) 数量は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 1 による。

表 1 - 検査試料，試験項目及び試験方法

番号	種類	物品番号	数量	試験項目及び 試験方法
1	航空タービン燃料 JP-4	9130-407-5614-5	4 L	☒ 1 による。
2	航空タービン燃料 Jet A-1	9130-428-0658-5	以下	☒ 2 による。

2.3 試験項目・試験方法

試験項目及び試験方法は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 1 による。

2.4 検査の時期

契約の相手方は、検査の時期について契約後速やかに契約担当官等の指名する者と協議する。

2.5 検査試料の検査予定件数及び引き渡し場所

検査試料の検査予定件数及び引き渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 検査試料の引き渡し及び返納

2.6.1 引き渡し

官側は、HQ-Z100009 で規定する燃料貯蔵検査用試料運搬容器（以下、“試料運搬容器”という。）に検査試料の種類・採取駐屯地・採取年月日・試料番号及び製造年月日を記入し、契約の相手方に引き渡す。

2.6.2 返納

試料運搬容器及び検査試料の残油は、検査終了後速やかに返納する。

2.7 検査結果

契約の相手方は、検査終了後、検査結果報告書を検査試料の種類別及び試料採取駐屯地別に作成し提出する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 納入書類

納入書類は、表 2 による。

表 2 - 納入書類

納入書類	提出先	部数	提出時期	様式
作業工程表	東北補給処	2	契約後速やかに。	随意
検査結果報告書	多賀城燃料支処	3	a) 検査結果の総合評価が「使用上問題なし」の場合は、調達要領指定書で指定する検査結果報告時期まで。 b) 検査結果の総合評価が「使用を控える」の場合は、検査終了後速やかに。	図1及び図2による。

4.2 輸送

輸送は、契約の相手方が行う。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

検査結果報告書（航空タービン燃料 JP-4）

試料 採取駐屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄透明で不溶解の水、沈殿物及び浮遊物がないこと		目視	
2	色相	記録		J I S K 2 5 8 0	
3	密度 (15℃, g/cm ³)	0.751~0.802		J I S K 2 2 4 9 - 1, - 2, - 3 又は - 4	
4	実在ガム (mg/100mL)	7.0 以下		J I S K 2 2 6 1	
5	蒸留性 状	初留点 ℃	記録	J I S K 2 2 5 4	
		10% 留出温度 ℃	記録		
		20% 留出温度 ℃	100 以上		
		50% 留出温度 ℃	125 以上		
		90% 留出温度 ℃	記録		
		終点 ℃	270 以下		
		残油量 容量 %	1.5 以下		
		減失量 容量 %	1.5 以下		
6	銅板腐食 (100℃, 2h)	1 以下		J I S K 2 5 1 3	
7	析出点 ℃	-58 以下		J I S K 2 2 7 6	
8	酸価 mg KOH/g	0.015 以下		J I S K 2 2 7 6	
9	蒸気圧 (37.8℃) k P a	14~21		J I S K 2 2 5 8 - 1 又は - 2	
10	水溶解度 (界面状態)	1b 以下		J I S K 2 2 7 6	
11	微粒子 しょう雑物 mg/L	1.0 以下		J I S K 2 2 7 6 (試料は 1 L とする。)	
12	導電率 pS/m	150~600		J I S K 2 2 7 6	
総合 評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業者名 :		
			代表者名 :	印	
			検査実施担当者名 :	印	

図1 - 検査結果報告書の様式（航空タービン燃料 JP-4）

検査結果報告書（航空タービン燃料 Jet A-1）

試料 採取駐屯地		試料 採取年月日		受領 試料量		使用 試料量	
試料番号		製造年月日					

番号	検査項目	規格	試験結果	試験方法	部分合否
1	外観	清澄		J I S K 2 2 7 6	
2	色相	記録		J I S K 2 5 8 0	
3	密度 (15℃, kg/m ³)	775.0~840.0		J I S K 2 2 4 9 - 1 又は-2	
4	実在ガム (mg/100mL)	7.0 以下		J I S K 2 2 6 1	
5	蒸留性 状	初留点 ℃	記録	J I S K 2 2 5 4	
		10% 留出温度 ℃	205.0 以下		
		50% 留出温度 ℃	記録		
		90% 留出温度 ℃	記録		
		終点 ℃	300.0 以下		
		残油量 容量 %	1.5 以下		
		減失量 容量 %	1.5 以下		
6	銅板腐食 (100℃, 2h)	1 以下		J I S K 2 5 1 3	
7	析出点 ℃	-47.0 以下		J I S K 2 2 7 6	
8	酸価 mg KOH/g	0.015 以下		J I S K 2 2 7 6	
9	微粒きょう雑物 mg/L	1.0 以下		J I S K 2 2 7 6 (試料は1Lとする。)	
10	導電率 pS/m	50~600		J I S K 2 2 7 6	
11	引火点 ℃	40.0 以上		J I S K 2 2 6 5 - 1	
12	熱安定度	試験温度 ℃	260.0 以上	J I S K 2 2 7 6	
		フィルター差圧 kPa	3.3 以下		
		管堆積度(目視)	3 未満で孔雀模様や異常色相堆積物なし		
総合評価	1 使用上問題なし		検査実施日		
	2 使用を控える		事業者名:		
			代表者名:	印	
		検査実施担当者名:	印		

図2 - 検査結果報告書の様式（航空タービン燃料 Jet A-1）